

## 第49回石巻市都市計画審議会議事録

第1 日時 令和8年3月24日(火) 午後3時から4時まで

第2 場所 石巻役所500会議室

### 第3 出席者

#### ・1号委員

石巻専修大学	教授	丸岡 泰
石巻商工会議所	会頭	青木 八州
石巻市農業委員会	委員	伏見 さと子
一般社団法人宮城県建築士協会石巻支部	副支部長	五ノ井 由美

#### ・2号委員

石巻市議会総務企画委員会	委員長	山口 荘一郎
石巻市議会環境教育委員会	副委員長	我妻 久美子
石巻市議会保健福祉委員会	委員長	鈴木 良広
石巻市議会産業建設委員会	副委員長	勝又 和宣

#### ・3号委員

国土交通省東北地方整備局		
北上川下流河川事務所	所長	畑山 作栄 (代理 副所長 中野 孝)
宮城県東部土木事務所	所長	佐藤 宏 (代理 副所長 石達 直樹)
宮城県警察石巻警察署	署長	山田 正弘 (代理 交通課長 佐藤 康治)
住民代表		天野 美紀

(敬称略)

#### ・事務局

石巻市	市長	齋藤 正美
〃 建設部	部長	今野 正太郎
	理事兼次長	大壁 勇彦
〃 〃 都市計画課	課長	板橋 好博
	課長補佐兼公園管理係長	相原 春彦
	都市計画係長	加藤 耕一
	主任技師	阿部 幸嗣
	主任技師	佐島 優貴恵
	主事	久保田 拓海

#### ・傍聴者 なし

### 第4 議事等

報 告	第48回石巻市都市計画審議会議案の処理について
第176号議案	石巻広域都市計画区域区分の変更に係る宮城県への申出について (水押地区・開北地区)
第177号議案	石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について (石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止)
第178号議案	石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について (石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止)
第179号議案	石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更につい (石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止)
そ の 他	石巻市都市計画道路の見直しについて

### 第5 議事の結果

第176号議案	全員の賛成により、原案どおり承認された。
第177号議案	全員の賛成により、原案どおり承認された。
第178号議案	全員の賛成により、原案どおり承認された。
第179号議案	全員の賛成により、原案どおり承認された。

## 第6 会議の経過

### 午後3時開会

#### 1 開会

##### 【司会】

それでは、ただいまから「第49回石巻市都市計画審議会」を開会いたします。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は、本日司会を務めます石巻市建設部都市計画課の相原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 2 あいさつ

##### 【司会】

開会にあたり、齋藤市長からあいさつを申し上げます。

##### 【市長】

第49回石巻市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、こうして御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、本日は、昨年8月8日から「第11期石巻市都市計画審議会」となって初めての開催となります。委員の皆様方におかれましては、御多用のところ、本審議会委員の就任について御快諾を賜りましたことを、改めて感謝、御礼申し上げます。

本日の審議会は、水押地区および開北地区における市街地と河川区域との界線整序に伴う「区域区分の変更」について、決定権者であります宮城県への申出をお諮りするほか、東日本大震災の発生に伴い決定した「被災市街地復興推進地域の変更」についてお諮りするものであります。

さらに、現在作業を進めております「都市計画道路の見直し」について、本市の整備現況や作業手順等について御説明させていただきます。

委員の皆様には、様々な視点から忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 3 委員の紹介

##### 【司会】

次に、委員の皆様を御紹介いたします。昨年8月8日から「第11期石巻市都市計画審議会」として委員をお引き受けいただいております。名簿順に御紹介させていただきますので、恐れ入りますが、その場にて御起立をお願いいたします。

1号委員となる学識経験を有する者としまして

石巻専修大学 教授 丸岡 泰 様

東北工業大学 教授 畠山 雄豪 様 本日は欠席の連絡をいただいております。

石巻商工会議所 会頭 青木 八州 様

石巻市農業委員会 委員 伏見 さと子 様

一般社団法人宮城県建築士会 石巻支部 副支部長 五ノ井 由美 様

続いて、2号委員となる市議会議員としまして

総務企画委員会 委員長 山口 荘一郎 様

環境教育委員会 副委員長 我妻 久美子 様

保健福祉委員会 委員長 鈴木 良広 様

産業建設委員会 副委員長 勝又 和宣 様

続いて3号委員となる市長が必要と認める者として

国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 所長 畑山 作栄 様

本日は副所長 中野 孝 様に代理出席いただいております。

宮城県東部土木事務所 所長 佐藤 宏 様 本日は副所長 石達 直樹 様に代理出席  
いただいております。

宮城県警察石巻警察署 所長 山田 正弘 様 本日は交通課長 佐藤 康治 様に代理  
出席いただいております。)

住民代表として、天野 美紀 様

皆様には令和9年8月7日までの期間、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、当審議会の事務局を担当する職員を紹介します。

石巻市建設部 部長の今野です。

同じく建設部 理事兼次長の大壁です。

同じく建設部 都市計画課課長の板橋です。

どうぞよろしく願いいたします。

#### 4 代理出席の承認

##### 【司会】

続きまして、代理出席についての御承認をいただければと存じます。会長が会議の議長を務めることになっておりますが、会長が選出されるまでの間、齋藤市長を仮議長として会議を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということですので、齋藤市長、お願いいたします。

##### 【仮議長(市長)】

委員の皆様のご賛同を賜りましたので、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

それでは早速でございますが、代理出席について委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議においては、3名の委員から代理出席の御報告をいただいております。

代理出席の委員については、行政機関からの選出委員であり、組織としての意見を代表して表明する立場であることから、同一組織の職員であれば支障がないものと考えて

おります。従いまして、本日開催の審議会の委員として御承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

## 5 会長選挙

### 【仮議長（市長）】

続きまして、委員の皆様には会長の選出をお願いしたいと思います。

当審議会条例第5条第1項の規定により、会長は条例第3条第2項第1号に基づき、学識経験を有する委員の中から選挙により定めることとなっております。会長選挙につきまして、どなたか立候補される方がいらっしゃいますでしょうか。

(「事務局案」の声)

### 【仮議長（市長）】

それではただいま、委員より事務局案いかがでしょうかとのことでしたので、事務局案、いかがですか。

### 【事務局】

事務局案としては、石巻専修大学の丸岡委員に会長をお願いしたいと考えております。

### 【仮議長（市長）】

ただいま、事務局より丸岡委員の推薦がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。「異議なし」という御意見でしたので、会長は丸岡委員に決定させていただきます。

### 【司会】

齋藤市長は別公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは丸岡会長には席を御移動いただきまして、一言御挨拶をお願いいたします。

### 【丸岡会長】

皆さん、よろしくお願ひいたします。

私、簡単に自己紹介をしますと、もともとは発展途上国や観光のことについて、ずっと頭を使ってきた人間です。

2011年の東日本大震災がありまして、私はその時に女川町に住んでおりましたので、私も被災者になりまして、今は石巻に引っ越して住んでおります。

震災以降は、以前のように発展途上国のことばかりを考え続けるのがなかなかできなくなってしまうと、地元の復興やそれに関わる観光のことを考えるようになっておりまして、今に至っております。

今回は、本当にささやかではあるのですが、復興の一区切りというような事業に参加することができて、とても嬉しく思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは丸岡会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

会長の決定に続きまして、当審議会条例第5条第3項に基づき、会長の職務を代理する者を指定したいと思っております。会長職務代理者につきましては、畠山委員にお願いしたいと思っておりますが、本日は欠席となっておりますので、後日御本人に御了承いただくことを前提としてお諮りいたしますが皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。職務代理者は畠山委員にお願いすることといたします。

「6 報告」に入る前に、本日の会議の成立についての報告、および配布資料の確認を事務局からお願いします。

【司会】

本日の審議会の成立について御報告申し上げます。当審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない規定になっております。本日は委員13名中、代理出席を含め12名の御出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の配付資料を確認させていただきます。「次第」、「石巻市都市計画審議会委員名簿」及び「座席表」につきましては変更がありましたので、お手元の机の上に差し替え用として置いております。

その他、お手元の資料を御確認ください。

表紙番号1 第48回石巻市都市計画審議会議案の処理について

表紙番号2 報告に関する参考資料

表紙番号3 議案書

表紙番号4 第176号議案に関する参考資料

表紙番号5 第177号から179号議案に関する参考資料

表紙番号6 その他 資料

その他、都市計画に関する基本資料としまして、ドッチファイルに綴っております

石巻市都市計画審議会条例

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

石巻市都市計画マスタープラン（概要版及び本編）

石巻市立地適正化計画（概要版及び本編）

都市計画総括図（石巻広域及び河北）

以上となります。資料等に不足などはございませんでしょうか。

(「不足なし。」の声)

それでは丸岡会長、引き続き会議の進行をお願いいたします。

## 6 報告

### 【会長】

それでは「次第6 報告」第48回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

「第48回石巻市都市計画審議会議案の処理」について報告いたします。表紙番号1の資料を御覧ください。

本件は、昨年2月4日に開催しました「第48回都市計画審議会」において、御承認いただいた議案の処理状況の報告となります。

第174号および175号議案は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域マスタープランの改定案について宮城県から意見照会があり、本市からの意見について当審議会の御承認をいただいたもので、昨年6月6日に宮城県が変更告示を行い、改定の手続きが完了しております。

本市におきましては、旧石巻市および旧河南町の各一部を含む「石巻広域都市計画区域」、旧河北町の一部を含む「河北都市計画区域」がございしますが、それぞれの改定案に対する意見について、御承認をいただいたものになります。

概要を御説明いたしますので、表紙番号2「報告 参考資料」を御用意いただき、1ページ目を御覧ください。

本日の説明においては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、以下縮めまして「整開保（せいかいほ）」と読み替えて御説明させていただきます。

初めに、「整開保」については、都市計画法第6条第1項に基づき定めるものとなっております。それに即した内容で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる市町村都市計画マスタープランを定め、個々の都市計画や都市計画事業を実施することになります。本市においても「石巻市都市計画マスタープラン」を定めており、資料として本日配布しております。今回、改定された内容については、概ね5年ごとに宮城県が実施する人口動向や産業規模などの基礎調査結果を反映し、見直しを図ったものとなっております。

「整開保」に記載する項目について御説明しますので、2ページを御覧ください。記載される内容は、都市づくりの基本理念などを定める「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、土地利用や都市計画の項目ごとに方針を示した「主要な都市計画の決定の方針」となっており、特に「石巻広域都市計画区域」は、本市のみならず、東松島市、女川町を含む広域都市計画区域となっており、広域的な見地から定めるべき方針となります。

次に、「改定の状況」について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

宮城県内には12の都市計画区域があり、区域ごとに「整開保」が策定されております。石巻広域都市計画区域については、令和元年5月に改定以来、河北都市計画区域については、平成30年3月以来の改定となっております。

次に、「改定手続」について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

当審議会に関わる部分のみ説明いたしますが、宮城県からの意見照会に対する回答について御承認をいただき、最終的に昨年6月6日に宮城県が変更の告示を行っております。

5ページから13ページが石巻広域都市計画区域に関する改定内容、14ページ以降が河北都市計画区域に関する改定内容の抜粋を掲載しております。

本日の審議会に係る部分のみ説明させていただきますので、10ページを御覧ください。第176号議案に関連するもので、「住居系」の土地利用を目的に市街化区域編入を進めることとしております。備考欄に「界線整除」という記載がありますが、「界線」は市街化区域と市街化調整区域の境界線、「整除」は現況に合わせた整理と捉えていただければと思います。なお、「整除」の表記について、「除(のぞく)」という漢字が使われておりますが、正しくは「順序」の「序」の字となる旨、宮城県から見解がありましたので、本日の議案書や参考資料と表記が異なる部分がございますが、予めご了承願います。市街化編入を予定している範囲等については、第176号議案の審議の際、詳細を御説明させていただきます。

以上、報告に関する説明を終わります。

#### 【会長】

委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

## 7 議事

それでは「次第7 議事」に入ります。

まず初めに「第176号議案 石巻広域都市計画区域区分の変更に係る宮城県への申し出」について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

続きまして、第176号議案について、御説明いたします。表紙番号3「議案書の第176号議案」を御覧ください。

本件は、水押地区及び開北地区における市街地と河川区域界の現状整理、いわゆる「界線整序」を目的とした区域区分の変更を、決定権者である宮城県へ申出することについて、御審議いただくものとなっております。議案書においては、申出理由、総括図、計画図、字界図を添付しております。

詳細につきましては、参考資料により御説明させていただきますので、配布しております表紙番号4「第176号議案 参考資料」を御用意いただき、1ページ目を御覧ください。

初めに、今回変更する「都市計画の種別」について御説明いたします。「都市計画法に基づく都市計画種別一覧」でございます。都市計画には様々な地区や施設、事業等がございますが、本件については、区域区分の変更となる市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更するものとなっております。区域区分につきましては、都市計画法第15条第1項第2号に基づき、都道府県が定めるものとなっておりますので、変更手続きについて宮城県へ申出するものとしております。なお、本市において都市計画決定されている種別は青字で表記しております。

次に、「都市計画区域」について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

都市計画区域については、都市計画法第5条第1項に基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定するものとなっております。本市においては「石巻広域都市計画区域」と「河北都市計画区域」がございます。

次に、都市計画区域内に定める「区域区分」について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。区域区分については、都市計画法第7条第1項に基づき、無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図る目的で「市街化区域」と「市街化調整区域」を定めた場合の、その区域界のことを指しております。

次に、「市街化区域」と「市街化調整区域」について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

まず、「市街化区域」については、既に市街地を形成している区域や、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、用途地域の指定による良好な都市環境の形成、土地利用の自由度向上、都市計画税を活用した道路、下水道等の整備による市街地の形成を進める区域となっております。「市街化調整区域」については、市街地を抑制する区域であり、民有地であっても土地利用や建築行為が制限されております。

次に、申出の理由となる「区域区分の変更目的」について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。1つ目として、既成市街地と主に河川堤防となる河川区域との現況の境界に即した区域区分となるように現状整理、いわゆる界線整序を行うことを目的としております。2つ目として、界線整序を行うことで、既成市街地の適正な土地利用の誘導を図ることを目的としております。

次に、「申出対象地の位置」について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

変更対象地の位置については、JR石巻駅から北に約2.0kmの場所に位置しており、水押地区及び開北地区の河川堤防に隣接する範囲となっております。

申出対象範囲について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

市街化調整区域から市街化区域に編入する範囲については、ピンク色で塗りつぶしている範囲、水押地区の一部、2箇所合わせまして約0.18ha、反対に、市街化区域から市街化調整区域に編入する範囲については、黄色で塗りつぶしている範囲、開北地区の一部約0.63haとなっております。水押地区及び開北地区においては、市街地と河川堤防敷を含む河川区域との境界は、市街化区域と市街化調整区域の境界である区域区分と概ね一致しておりますが、一部の範囲において一致していない状況となっております。

ります。今回、一致しない範囲について、現況に即して区域区分の変更を行い、特に既成市街地に介在する市街化調整区域となっている土地について、適正な土地利用が図られるようにするものでございます。

申出対象となる範囲については、8ページから9ページに詳細な位置図がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に申出対象地の概要について御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

市街化区域へ編入する土地については、水押二丁目の3筆、水押三丁目の8筆となっており、民有地及び石巻市の所有地となっております。反対に、市街化調整区域に編入する土地については、開北四丁目の9筆となっており、河川管理者である国土交通省及び道路管理者である宮城県の所有地となっております。区域区分の変更について地権者全員に説明を行った結果、全地権者から同意をいただいております。

次に、「区域区分変更に係る経緯」について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

本市において当初定められた区域区分については、昭和45年12月に都市計画決定されております。その後、昭和40年代後半から昭和50年代前半まで当該地区では河川堤防の整備が行われております。区域区分の決定が先行し、後に河川堤防の整備が行われたことで、河川区域界と区域区分が一致しない状況に繋がったものと推測されます。その後、三十数年が経過し、国土調査や法務局の地図作成により不動産登記法第14条第1項に基づく地図が備え付けられ、市街地と河川区域との境界が明確に整理されまして、不整合となっている状況を把握できたことから、区域区分変更の必要性を確認いたしました。区域区分の変更については、都市計画法第6条の2第2項第2号により、報告において説明しました「整開保」への位置付けが必要となります。状況を把握しました同時期から位置付けを行うための改定について宮城県と協議を進め、本市の都市計画審議会、宮城県の都市計画審議会の承認を得て、昨年6月に改定されております。「整開保」への位置付け後は、都市計画決定の変更手続について決定権者である宮城県と協議を進め、本年1月には地権者説明会を開催し、全地権者から同意をいただいたものでございます。

次に市街化区域編入後の想定用途地域について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

市街化区域においては、都市機能の維持増進、住居環境の保護、都市環境の保持等を目的に用途地域を定めることとなっております。周辺の市街化区域においては、既に「第二種中高層住居専用地域」が定められており、一体的な市街地を形成するため、同じく「第二種中高層住居専用地域」を定めることとしております。なお、「第二種中高層住居専用地域」は、主として中高層住宅に係る良好な住居環境を保護する地域となっており、工場、ホテル、旅館等の産業系の建築物が認められない地域となります。最後に、今後のスケジュールを説明しますので、13ページを御覧ください。

本日の都市計画審議会において、御承認をいただければ、本年5月に宮城県へ申出を行う予定にしております。申出後は宮城県において、区域区分の変更手続きを行うことになり、最終的には令和9年度上旬の都市計画決定の変更を見込んでおります。また、用途地域については、都市計画法第15条第1項に基づき、石巻市が決定するものとなっておりますので、区域区分の変更に合わせて手続を進める予定としております。

以上、第176号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

委員の皆様から何かございますか。

【委員】

すごく細かいことですが、1点確認させていただければと思います。資料番号4の12ページに、石巻野球場との際の部分の境界線、新たな部分と旧市街化区域の境が載っているのですが、このバックネット裏のところの、ファースト側の部分 建物に沿って斜めに入っている線が、旧区域の界限と新しい界限で全く変わっていないのです。建物に沿って斜めよりもそのまま真っすぐ、法面に沿って区域の線をつけた方が、後ろ側は車の出入りで使ってらっしゃるのかなと思いますので、そういった検討はなされなかったのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

【事務局】

新たな境につきましては、基本的には河川区域との筆界で決定させていただいております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではお諮りします。第176号議案石巻広域都市計画区域区分の変更に係る宮城県への申し出（水押地区・河北地区）について賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員挙手）

全員賛成と認めます。ありがとうございました。賛成多数全員の賛成により本案は原案の通り承認されました。ありがとうございます。

それでは次に

第177号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について  
石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止、

第178号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について  
石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止、

第179号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について

石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止の審議に入ります。

3案件については関連する議案ですので、事務局から一括で説明をお願いします。

**【事務局】**

続きまして、第177号議案から第179号議案までの3議案について、一括で説明させていただきます。

表紙番号3「議案書の第177号議案」を御覧ください。

本件は、「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更 石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止」について御審議いただくものとなっております。議案書においては、計画書、総括図、計画図を添付しております。

続いて、「議案書の第178号議案」を御覧ください。

本件は、「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更 石巻中部地区被災市街地復興推進地域を廃止」する変更について御審議いただくものとなっております。議案書においては、計画書、総括図、計画図を添付しております。

続いて、「議案書の第179号議案」を御覧ください。

本件は、「石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更 石巻東部地区被災市街地復興推進地域を廃止」する変更について御審議いただくものとなっております。議案書においては、計画書、総括図、計画図を添付しております。

詳細については、3議案一括で参考資料により説明させていただきます。配布しております表紙番号5「第177号・第178号・第179号議案 参考資料」を御用意いただき、1ページを御覧ください。

初めに、今回変更する「都市計画の種別」について御説明いたします。「都市計画法による都市計画種別一覧」でございます。都市計画には様々な地区や施設、事業等がございますが、第177号から179号議案につきましては、3議案とも被災市街地復興推進地域の廃止について御審議いただくものでございます。被災市街地復興推進地域につきましては、都市計画法第15条第1項に基づき、市町村が定めるものとなっております。

続いて、「被災市街地復興推進地域の概要」について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

被災市街地復興推進地域とは、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき定められた地域であり、「大規模な火災、震災等により相当数の建築物が滅失し、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがある地域」であることや、「その緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、市街地の復興に必要な住宅の供給のための措置等を講ずる地域」となります。地域内で実施する事業例としては、被災市街地復興土地区画整理事業等が想定されております。

また、被災市街地復興推進地域の都市計画決定に伴い、建築行為等に対する制限が適用されます。制限は、災害の発生した日から2年以内の都市計画に定められた日まで適

用されることとなっております。本市においては、3地区とも災害発生日から2年以内の最終日となる平成25年3月10日を満了の日とする決定をしております。

続いて、「変更する都市計画の位置」について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

第177号議案となる「石巻西部地区被災市街地復興推進地域」は、資料左側の黄色着色された範囲で、釜・大街道地区に位置しております。次に、第178号議案となる「石巻中部地区被災市街地復興推進地域」は、資料中央の黄色着色された範囲で、主に南浜、中央、中瀬、湊地区に位置しております。次に、第179号議案となる「石巻東部地区被災市街地復興推進地域」は、資料右側の黄色着色された範囲で、渡波地区に位置しております。

次に「各地区の変更概要」を説明いたしますので、資料4ページを御覧ください。

第177号議案となる「石巻市西部地区被災市街地復興推進地域」の概要でございます。平成23年9月1日に都市計画決定について当審議会で御承認をいただき、同年9月12日に都市計画決定しております。面積は約207.9ヘクタールとなっております。位置については、中屋敷二丁目ほか2字の全部、中浦二丁目ほか26字の各一部となっております。「市街地の整備改善の方針」については、記載のとおり定めており、「建築制限」については、平成25年3月10日に満了となっております。資料5ページを御覧ください。「地区内で実施した事業」については、下釜第一地区ほか2地区において被災市街地復興土地区画整理事業を実施しております。また、都市計画道路、復興公営住宅の整備も実施しております。廃止の理由といたしましては、地区内の復興事業が令和5年度までに概ね完了したことで、令和6年度に「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」を廃止とする事務手続が完了したことで、当初の目的を達成したことから廃止するものです。変更案については、都市計画法第17条第1項に基づき、本年2月13日から26日まで縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

次に資料6ページを御覧ください。

第178号議案となる「石巻市中部地区被災市街地復興推進地域」でございます。当審議会の御承認、都市計画決定については、先に御説明しました西部地区と同日で、面積は約226.2ヘクタールとなっております。位置については、中央一丁目ほか18字の全部、中央二丁目ほか17字の各一部となっております。「市街地の整備改善の方針」については、記載のとおり定めており、「建築制限」については、平成25年3月10日に満了となっております。資料7ページを御覧ください。「地区内で実施した事業」については、中央一丁目地区ほか5地区において被災市街地復興土地区画整理事業を実施しております。また、中央一丁目14・15番地区ほか1地区の市街地再開発事業、北上川両岸の河川堤防、都市公園となる石巻南浜津波復興祈念公園、都市計画道路、復興公営住宅の整備も実施しております。廃止の理由といたしましては、地区内の復興事業が令和5年度までに概ね完了したことで、令和6年度に「石巻市被災市街地

復興土地区画整理事業施行に関する条例」を廃止とする事務手続きが完了したことで、当初の目的を達成したことから廃止するものでございます。変更案については、西部地区と同一期間で縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

次に資料8ページを御覧ください。

第179号議案となる「石巻市東部地区被災市街地復興推進地域」でございます。当審議会のご承認、都市計画決定については、先にご説明しました2地区と同一日で、面積は約15.3ヘクタールとなっております。位置については、松原町ほか5字の各一部となっております。「市街地の整備改善の方針」については、記載のとおり定めており、「建築制限」については、平成25年3月10日に満了となっております。地区内で実施した事業につきましては、海岸防潮堤や都市公園となる防災緑地2号の整備を実施しております。資料9ページを御覧ください。廃止の理由といたしましては、地区内の復興事業が令和4年度までに概ね完了したことと、令和6年度に防災緑地の整備に関連する植樹作業が完了したことで、当初の目的を達成したことから廃止するものです。変更案について、先の2地区と同一期間で縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

次に「都市計画決定までの流れ」を説明しますので、資料10ページを御覧ください。

本日の都市計画審議会において、御承認をいただければ、4月中旬に宮城県知事に協議を行い、同意を得た後の5月下旬頃の都市計画決定を予定しております。以上、第177号議案から179号議案までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

委員の皆様から何かございますか。

【委員】

この被災市街地復興推進地域は、他にもあるのでしょうか。このエリアだけなのでしょうか。

【会長】

事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

石巻市以外の状況ということで御説明したいと思います。本市の他、県内では7市町、12地区で決定しております。ちなみに廃止したのは、現在のところ仙台市1地区です。

他の市の状況は、まだ土地区画整理事業の精算が完了していなかったり、他の市町さんの動向を注視しているというような内容です。本市においては目的を達成したことから、廃止するべく今日お諮りした次第です。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。参考になりました。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【委員】

3議案3地区の廃止については、異議はないのですが、1点教えていただきたい点があります。縦覧の方法について、2週間の縦覧期間ということで、若干短いなというところと、周知の仕方はどのようにされているのか。

【会長】

事務局から回答をお願いいたします。

【事務局】

縦覧期間につきましては都市計画法において2週間、法定手続き期間が定められております。周知の仕方につきましては、市報、市のホームページで周知させていただいております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。3議案一括で説明がありましたが、採決は1件ずつ行います。

それではお諮りします。「第177号議案 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について 石巻西部地区被災市街地復興推進地域の廃止」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員の賛成と認めます。全員の賛成により本案は原案の通り承認されました。ありがとうございます。

続いてお諮りします。「第178号議案石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について 石巻中部地区被災市街地復興推進地域の廃止」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員の賛成により本案は原案の通り承認されました。ありがとうございます。

続いてお諮りします。「第179号議案石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更について 石巻東部地区被災市街地復興推進地域の廃止」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員の賛成により本案は原案の通り承認されました。ありがとうございます。

本日、審議会へ諮問があった案件の審議は以上になります。今後、審議会を代表して市長に答申を行いますが、詳しい日程等については事務局にお任せすることとしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

## 8 その他

### 【会長】

最後に「次第8 その他」として石巻市都市計画道路の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

続きまして、「石巻市都市計画道路の見直し」について御説明いたします。

詳細につきましては、資料により説明させていただきますので、配布しております表紙番号6「その他 資料」を御用意いただき、1ページを御覧ください。初めに、対象となる「都市計画の種別」について御説明いたします。都市計画法に基づく都市計画種別の一覧でございます。本件については、「都市施設」の一種である「道路」について、都市計画の見直しを進めているものでございます。

次に、「都市計画道路の概要」について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。都市計画道路とは、都市計画法第11条に基づく都市施設として、都市計画決定された道路でありまして、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設になります。交通機能としては、「自動車専用道路」等の4種類に区分されております。主な役割としては、交通機能、空間機能、市街地形成機能が挙げられます。

都市計画道路の施設区域内においては、未買収の私有地も含まれますが、建築行為に対する規制が適用され、許可が必要になります。許可ができる行為の例としては、容易に移転し、又は除却できる建築物、例えば、階数が2階以下の木造、鉄骨造、コンクリートブロック造の建築物が対象となります。

次に、「都市計画道路の整備状況」について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。本市の中心部を表示しておりますが、完成路線を「黒」、未整備路線を「赤」で表示しております。未整備路線のうち、概成部分を「赤点線」で表示しております。概成については、「路線として同程度の機能を果たしうる機能を有する区間」としており、一定の整備が進んでいる区間となります。

本市におきましては、全45路線112.6kmの路線が存在しており、令和7年度末で68.08kmの完成が見込まれております。改良率は60.46%となっており、概成も含めると75.19%の状況となっております。未整備区間については、都市計画道路としての必要性を再確認することとしております。

次に、「見直しの概要」について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。見直しの目的につきましては、本市では45路線の都市計画道路がございますが、近年の社会情勢の変化等により整備予定が未定となっている道路が多く存在しております。人口減少や超高齢社会の進行等、社会環境が著しく変化する中で、震災からの復興を踏

まえた持続可能な都市施設の配置が必要と考えられており、コンパクトでネットワーク化された都市構造を目指し、都市計画道路網の見直しをするものでございます。

見直し検討の進め方につきましては、宮城県が策定した「都市計画道路見直しガイドライン」に基づき作業を進めております。ステップ1からステップ7までの手順となっておりますが、ステップ2までは昨年度までに実施しており、ステップ3・4について、現在取り組んでおります。また、ステップ5以降については、令和8年度中の作業を見込んでおります。ステップ1における「見直し対象路線の設定」においては、都市計画決定から20年以上経過した長期未着手路線や課題と考えられる路線の整理を行っております。ステップ2における「都市計画決定理由の検証」においては、都市計画決定時の法定図書によりまして、路線の設定理由等の整理を行っております。ステップ3における「路線の必要性・事業の実現性検証」においては、ステップ1及びステップ2を踏まえまして、路線の必要性や事業の実現性を検証し、問題や課題の整理を進めております。ステップ4における「見直し道路網（素案）の設定」におきましては、ステップ3を踏まえて見直し道路網の素案を作成することとしております。中間案としまして、令和8年度月上旬までに当審議会においても御意見を改めていただく機会を設けたいと考えております。その後、ステップ5における「見直し道路網（素案）の検証」において、交通量推計に基づき、需給バランスやひっ迫箇所発生の有無について確認を行い、ステップ6における「見直し結果の公表」においては、見直し案を公表し、市民の方等からご意見を伺い、最終案を取りまとめる予定としております。最後にステップ7として、「都市計画の変更手続き」を行う予定としております。

県内の他市町の状況についてですが、来年度からの着手予定も含め、仙台市ほか24市町で見直し作業が完了又は着手しております。

繰り返しの説明になりますが、現在ステップ3から4の作業を進めており、中間案となる見直し道路網の素案が整理できましたら、委員の皆様に変更御説明させていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【会長】

皆様から何かございますか。

【委員】

都市計画道路の見直しということで、私が感じているのは、市道、交差点名がみんな分からないので、あれは一体どこで付けるのか。例えば、前の商工会議所の前の跡地の交差点名は一体何て言うのか。「げんき市場」や、前のマルカのところの交差点とか、こういう店の名前とか言わないとわからない。交差点名をだから中央一丁目交差点だとか二丁目交差点とか、交差点名をつけてちゃんと表示していただきたいと思います。市道だけが対象となるのですが、交差点名を少しずつでもいいから付けていただきたい。観光の面において、案内が全くないというのは不便ですので、是非そういうことも頭に入れて検討してもらえればと思います。以上です。

【会長】

事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

道路管理担当の方が同席しておりませんので、分かる範囲でお答えさせていただきます。

交差点名については、石巻バイパス等、主要な幹線道路につきましては、あるところもございます。道路法上は必ずその交差点名を明示しなければならないことは、なかったかなと思いますけれども、主に国道45号線であったり108号線であったりは、主要なT字路か十字路交差点には、信号機の下に何々交差点と表示された青字の白い看板を皆さん見たことはあるかと思います。必ず設置するものではありませんが、親しみやすいとか、分かりやすいという観点もございますので、道路管理者も含めまして、今後調査をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

その他皆様から何かございますか。

【委員】

現在ステップ3と4に進んでいるということですので、ステップ1が終わっているということだと思います。

本市において45路線、都市計画道路があるということで、このステップ1の見直し対象路線の設定というところで、長期未着手路線が本市には何本あるのか、そして長期未着手路線以外で、自治体が考える課題と考える路線って書いてありますけれども、石巻市が課題としてとらえている路線は何路線ということでステップ1が終えているのかお伺いしたいと思います。

【会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

長期未着手路線と言われる路線は、本市では10路線ございます。延長的には10路線で12.9キロがあります。現在、見直し対象路線をこの10路線に限らず、色々な評価を行っているところでございます。その路線の必要性であったり、路線のその実現性、非常に物件移転補償がかかったり、膨大な事業費が予想されるとか、様々な項目を宮城県のガイドラインに従いまして、評価を行っている途中でございます。

次回の審議会において、踏み込んだ形で御説明したいと考えておりますが、都市計画道路の必要性は、例えば総合計画、都市計画マスタープラン等であったり、そういうまちづくり方針との整合であったり、都市環境形成への寄与、防災機能の向上、渋滞緩和など、15項目で今評価を行っている途中です。実現性は、支障物件、交差構造物、立体交差の有無、地形の制約、整備効果の早期発現等の8項目、合計23項目で長期未着手路線も含めて、現在見直しをしているところでございます。

今回は、まず委員の方に、こういう作業に着手したということをお知らせたということで、頭の部分だけお話させていただきました。来年度の上旬に次回の都市計画審議会を検討しておりますが、宮城県、国で管理する道路も含まれておりますので、その調整も含め、整いましたら御説明したいと思っております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

その他みなさまから、何かございますか。

【委員】

先ほど交差点名の話をしてしましたが、路線名、道路名、これも分からないです。立町通りとか、みんな便宜上適当な呼び方していると思いますが、是非、道路名も付けて、表示もすることもご検討いただければと思います。以上です。

【会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

おっしゃる通りですね。特に都市計画道路については、都市計画決定されたのがかなり前の時代もありまして、今実際地名がないところでも、都市計画決定された路線名を変えるのは難しいのが実情です。

私たちが混乱しますが、都市計画道路の名前と実際管理する上での市道の名前も違ってきます。市道名は付け方がありまして、起点、終点の地名をつけるのが一般的と思われます。市道や都市計画道路の名称を愛称的なものを付けるのは困難なことです。まちづくりの中で主要な路線を愛称的に使うことは問題ないと思います。

【委員】

観光で人を呼びましようと言っている話が、そういう表示が一切できないのでは、やっぱホスピタリティに欠けると思います。新田町の、昔の新田町の通りだなんて言っていて、みんな訳分からない。今後、少しずつでいいから解消していく努力を是非していただきたいと思います。

【会長】

事務局からお願いします。

【事務局】

正確な市道名であったり、都市計画道路名を俗称的なもので付けるのは難しいと思いますが、仲町通りですかとか、名前が残っていたり、所々標柱が残っているところもありますので、どういう方法があるのか研究したいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他に御意見、御質問等ありますか。

【委員】

防災のことも含めて、計画の見直しをされるということで、私今泉町に住んでいますが、先日の津波の警報が出たときも、泉町、日和山周辺は、車で避難してくる方で渋滞が発生してしまっていました。整備するにはすごく困難な道路という位置付けになっているのではないかと推測しています。すでに住宅が道路にはみ出していたり、そういう状況で擁壁も多いですし、多分ここは難しい場所に位置付けられるのかなとは思っています。

防災の観点というのも、何か危機対策課さんと一緒に検討されているのか、上に駐車場を整備してそこに車を逃がして道路が通れるようにするか等、何かそういった計画が今検討に入っているのであれば、教えていただけるとありがたいなと思いました。

【会長】

事務局からお願いします。

【事務局】

昨年、カムチャツカ半島の津波注意報を受けまして、防災の観点も必要ということで、国県が持っている緊急輸送道路であったり、相対的に評価しているところでございます。当然、私たちだけではなくて、防災担当の意見を聞いたり、横の繋がりを持って庁内で動いているところでございます。実現性も含めて見直しを図りたいと考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

他にございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、長時間にわたりありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

【司会】

会長、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、第49回石巻市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

午後4時 閉会